

内閣総理大臣に対し、日本学術会議が推薦した会員候補者を自らが任命しなかった理由を説明し、法の規定を遵守した任命手続きをとることを求める意見書

2020（令和2）年10月22日

東京弁護士会

会長 富田 秀実

1 2020年10月1日から任期が始まる日本学術会議の新会員について、同会議は、定員の半数である105名の候補を推薦したが、菅義偉内閣総理大臣が任命した会員は99名にとどまるものであった。すなわち、同会議の推薦した候補者のうち、6名が任命されていないという事態が生じている。

2 同会議は、「科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし」て（日本学術会議法前文）設立され、我が国の科学者を内外に代表する機関である。

同会議は「独立して」職務を行うとされ、政府からの独立性が保障されているが（同法第3条）、その背景にあるのは、日本国憲法第23条の学問の自由である。日本国憲法は、明治憲法下において政治による学問への干渉（天皇機関説事件）や大学の自治に対する介入がなされたこと（滝川事件）に対する反省にたつて、精神的自由の中に内心の自由や表現の自由に加えて、学問の自由を保障している。そして個々の研究者の学問の自由の保障を確保するために大学の自治が認められているが、この趣旨と同様の目的で、学者の組織である同会議の独立性と自律が保障されているものと解される。

3 同会議の会員の選出方法は、同会議が規則に定めるところにより「優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に推薦するもの」とされ（日本学術会議法第17条）、内

閣総理大臣は同会議の推薦に基づいて会員を任命する（同法第7条2項）と定められている。

会員の選出方法は、選挙による方法から、1983年に推薦方式に変更されたが、この法改正をめぐる国会審議では、当時の内閣総理大臣が「これは、学会やあるいは学術集団から推薦に基づいて行われるので、政府が行うのは形式的任命にすぎません。したがって、実態は各学会なり学術集団が推薦権を握っているようなもので、政府の行為は形式的行為であるとお考えくだされば、学問の自由というものはあくまで保障されるものと考えております。」と答弁し、もって内閣総理大臣の任命は形式的なものであることが明確にされた。また、参議院では、内閣総理大臣が会員の任命をする際には、同会議側の推薦に基づくという法の趣旨を踏まえて行う旨の附帯決議がなされた。

さらに、2001年に総務大臣に変更された所轄を内閣総理大臣に再度変更した2004年の国会審議でも、衆議院及び参議院の両方で、政府に対し同会議が独立性を保つことができるように特段の配慮を求める旨の附帯決議がなされた。

このように、同法の法改正は、内閣総理大臣の任命行為は形式的なものに過ぎないという前提でなされたのであるから、内閣総理大臣は、上記法改正がなされた際の国会の審議経過や附帯決議を重んじ、同会議から推薦された者をそのまま任命すべきである。

したがって、内閣総理大臣が同会議から推薦された者をそのまま任命しないことは、立法者の意思に反することであり、かつ政府の権力濫用とも受け止められかねないことである。

- 4 同会議は、本件任命拒否について、菅内閣総理大臣に対し、推薦した会員候補者が任命されない理由の説明と、任命されていない候補者の任命を求めている。これに対し、10月5日、菅内閣総理大臣は、任命されない理由について、内閣記者会のインタビューで、現在の選出方法は会員が自分の後任を指名することが可能な方法に変わっているという認識を示し、「前例を踏襲してよいのか考えて

きた」と述べ、さらに「総合的、俯瞰的な活動を確保する観点から判断した」等と述べた。

しかし、問題は内閣総理大臣の任命権が形式的なものであるとされた立法趣旨が変更されたといえるのか否かであって、「会員が自分の後任を指名することができる」との認識は、実際の推薦の手続きに照らせば明らかな誤りである。

なお、菅内閣総理大臣が述べた「総合的、俯瞰的な活動を確保する観点からの判断」などという考慮要素は、あまりに漠然としており、任命拒否の理由が明らかにされたとはいえないし、法文上の選考基準である「優れた研究又は業績」（同法第17条）とは異なる判断要素であるため、これ自体が法の定める手続きに違反している疑いがあるだけでなく、任命裁量を認めることにつながりかねない点で、同法の基礎となる学問の自由の保障を著しく損なうおそれがある。

さらに、このようなあいまいで漠然とした判断のあり方では、候補者や会員及び今後の会員となりうる研究者に対して萎縮効果を与えかねない点で、学問の自由を保障した憲法第23条の趣旨にも反するおそれがある。

- 5 当会は、菅内閣総理大臣に対し、まずは同会議が推薦した会員候補者を自らが任命しなかった理由を説明し、法の規定を遵守した任命手続きをとることを求める。

以上